

平成28年3月8日

産業建設常任委員会 会議録 調査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成28年3月8日  
開会 17時30分 閉会 17時53分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
委員長 田口廣之 副委員長 小島智恵  
委員 荒貴賀 高橋健雄 小川純文 藤原孟  
(議長 芳滝仁)
- 4 傍聴者 眞尾記者(勝毎)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
経済部長 田井啓一 商工観光課長 岡田直之  
観光労働係長 本間淳
- 6 事務局 局長 野坂正美 議事課長 澤部紀博 議事係長 佐々木慎司
- 7 審査事件
  - 1 付託された議案の審査について  
(1) 議案第21号 幕別町消費生活センター条例
  - 2 所管事務調査項目について
  - 3 その他
- 8 審査結果 別紙

産業建設常任委員会委員長 田口 廣之

## ◇審査内容

(開会 17:30)

○委員長(田口廣之) 産業建設常任委員会を開会します。

これより、議題の1付託された議案の審査を行います。

審査の進め方ですが、議案第21号幕別町消費生活センター条例の説明をいただき、質疑ののち説明員に退席していただき、その後議案について討論、採決を行いたいと思います。

審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備しているとのことでありますので、配付したいと思いますがよろしいでしょうか。

(よいの声あり)

○委員長(田口廣之) それではよろしく申し上げます。

それでは、議案第21号幕別町消費生活センター条例について、提出者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長(田井啓一) 議案第21号幕別町消費生活センター条例につきまして、提案の理由をご説明申しあげます。

議案書の11ページをお開きください。また、ただいま配付させていただきました資料についてもご参照いただきたいと思います。

まず、本条例制定の趣旨でございますが、消費者行政に関しまして、本町では平成3年に「消費者苦情相談室」を設置し、平成14年からは現在の「消費生活相談室」として、現在、幕別、札内、忠類の各地域で消費生活に対する苦情の処理や情報交換等に取り組んできたところでございます。

そうした中、国より「消費者安全法」が平成26年6月に改正され、市町村は消費生活センターを設置することに努めることと規定されましたことから、本町といたしまして、事業者に対する消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理することにより、消費者の保護と適正な取引を推進するために平成28年4月1日から「幕別町消費生活センター」を設置することといたしたく、このたび国が定めております基準を踏まえて本条例を制定しようとするものであります。

以下、条例に沿いましてご説明申しあげます。

議案書の11ページをご覧くださいと思います。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものでございます。

第2条第1項は、消費生活センターの名称及び位置について定めるものであります。

第2条第2項は、必要に応じて消費生活相談窓口を開設することを定めるものであります。現在、幕別、札内、忠類のそれぞれの地域で消費生活相談室を開設しており、平成28年4月1日以降も引き続き開設するものであります。

第3条第1項は、消費生活センターの開設日について定めるものであります。開設日は、祝日を除き毎週月曜日から金曜日とするものであります。

第3条第2項は、消費生活センターの開設時間について別に定めることを定める

ものであります。なお、開設時間につきましては、現在の消費生活相談室が午前10時から午後3時までの5時間となっているところではありますが、当センターでは28年度より、午前9時から午後4時までの7時間に拡充する予定としております。

第4条第1項は、消費生活センターに置く職員について定めるものであります。

第4条第2項は、消費生活センターに置く職員に対し研修の機会を確保することを定めるものであります。

第5条第1項は消費生活センターに配置する消費生活相談員について定めるものであります。改正後の消費者安全法におきまして、消費生活相談員は消費者安全法に規定する資格者試験に合格した者、又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると町長が認める者のほか、経過措置といたしまして、改正前の消費者安全法に定められておりました基準に適合するものに限り資格者試験に合格したものとみなすこととされたものであります。

第5条第2項は、消費生活相談員について適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずることを定めるものであります。

第6条は、事務の実施によって得られた情報の適切な管理について必要な措置を講ずることについて定めるものであります。

第7条は、この条例の施行に関し必要な事項について町長が別に定めることができることについて定めるものであります。

附則についてであります。本条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

なお、消費生活センターの詳細につきましては商工観光課長より説明をさせていただきます。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 次に、消費生活センターにつきましてご説明をさせていただきます。本日配付させていただきました資料の2消費生活センターについてをご覧いただきたいと思います。

消費者安全法におきまして、消費生活センターが行う事務につきまして、6項目規定をされておりますが、1点目は、消費者の安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。

2点目は、消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

3点目は、消費者安全の確保のために必要な情報を収集及び、住民に対し提供すること。

4点目は、都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

5点目は、消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。

6点目は、これらの事務に附帯する事務を行うこと。

この以上の6点が消費生活センターが行う事務として定められております。

さらに、次の3項目の要件に該当するものが、法に基づく消費生活センターと位置付けられるものであります。

1点目といたしましては、今ご説明させていただきました上段の(1)と(2)の事務であります。消費者からの苦情に係る相談、並びに消費者からの苦情の処理のためのあっせんにつきましては、消費生活相談員が行うこととされております。

2点目につきましては、事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織等を備えているものとされておりますが、現在既に、独立行政法人であります国民生活センターと町の消費生活相談室をネットワークで結び、住民の方からよせられております消費生活相談の情報につきましては、国民生活センターに情報提供するシステムが既に整備をされておりますことから、これにつきましても該当となるものであります。

3点目につきましては、法で定める事務を一週間に4日以上行うことと定められております。本町の消費生活センターにつきましては、祝日を除く月曜日から金曜日まで開設することとしておりますことから該当となるものであります。

以上ご説明させていただきましたとおり、今まで町の要綱に基づいて設置してございました消費生活相談室を条例に基づく消費生活センターとして位置付け、今後におきましても、より一層消費者被害の防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（田口廣之） 説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。荒委員。

○委員（荒貴賀） 何点かお聞きしたいと思うのですが、今まで消費生活相談室ということでやってこられたんですけど、年間でどの位の方が相談に来られているのか、ちょっと聞きたいと思います。

あと、第5条にあります相談員の資格ということで、これから4月1日から配属される方にその資格があるのかないのかだけお聞きしたいと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ただ今、ご質問にありました相談の実績であります。3か年の実績を申しますと、平成24年度につきましては合計76件。平成25年度につきましては111件。平成26年度につきましては145件ということでありまして、年々増加の傾向があります。また、消費生活相談員の資格につきましては、現在、消費生活相談室では、3名の方を臨時職員として雇用いたしておりますが、そのうち2名の方が有資格者となっております。以上です。

○委員長（田口廣之） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。小川委員。

○委員（小川純文） 今まで、消費生活相談室ということで、ずっと続けられてきているわけでありましてけれども、今回、国の制度にのって消費生活センターというふうに改名して条例を制定して進めるというわけでありましてけれども、今の説明を聞いておりますと、今までも上部組織、道とかのいろんな連携は取れていたということでありましてけれども、国の制度に今回あげる点に充当、国の制度にきちっとのれるという目途が立って消費生活センターをつくるということですのでけれども、これに改組する条例を制定して変えていく中での最大のメリットというか、こういう点が

より一層やりやすくなるのか、消費者行政に対して一番サービスができるのか、そういう面をひとつお聞かせいただければと思います。

○委員長（田口廣之） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 今までは、今ご説明させていただきましたけれども、要綱に基づく消費生活相談室ということでありましたけれども、今後はしっかりと条例に基づいて設置をする消費生活センターということで、対外的に幕別町はそういった消費者被害に対する取組をしっかりとやっているんだということで、対外的なPRの効果もあります。

そういったことによって、言葉はちょっと悪いんですけども、今、オレオレ詐欺だとかいろいろありますけれども、そういうことをしようとしている方たちに対してですね、私たちのまちは、しっかりそういうことに取り組んでいるんだということで、バリアを張れるということが最大のメリットだというふうに考えております。以上です。

○委員長（田口廣之） 小川委員。

○委員（小川純文） そういうことであれば対外的な抑止力も啓蒙活動にもなるということであるし、上部組織との一層の連携を図って消費者の保護をきちっとしていくということで、今回この条例を制定してやっていきたいということでもありますか。

○委員長（田口廣之） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 今回、条例の制定ということで、条例というのは法律で、今までは要綱ということでしたけれども、これで法的な位置付けがしっかりできたと、対外的に事業者に対しても、より強い立場に立てるとということが最大のメリットと考えております。

オレオレ詐欺などいろいろ、消費者行政の中で、被害はなかなか小さくなっておりませんが、今後ますますこういった組織、しっかりやっていくことによって、幕別町における消費者被害を少しでも少なくしていきたいとそんなふうに考えております。

○委員長（田口廣之） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

ないようですので、議案第21号幕別町消費生活センター条例に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方どうもありがとうございました。

説明員の退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（田口廣之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第21号幕別町消費生活センター条例について、各委員のご意見をお伺いします。意見のある方は挙手をお願いします。

ありませんか。ほかに意見が無ければ次に討論に入りたいと思います。

本条例の制定について討論はありますか。

（なしの声あり）

○委員長（田口廣之） ないようですので討論を省略し、これより採決を行います。

議案第21号幕別町消費生活センター条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(田口廣之) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号幕別町消費生活センター条例は原案のとおり可決されました。

以上で付託された議案の審査が終わりました。

なお、議長宛てに提出する委員会の報告書につきましては、正副委員長に一任をいただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(田口廣之) 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。